

経済産業省

官 印 省 略
201806●●電委第●号
平成30年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査等の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項により委任された同法附則第21条に規定する監査、監査のために実施した電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項に規定する報告の徴収、並びに電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項に規定する立入検査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

平成29年度電気事業監査の要旨について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13社）に対して実施した平成29年度の監査結果の要旨を報告する。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成29年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認したほか、「約款の運用等」及び「託送供給等収支の計算」についても重点監査項目に追加して確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成28事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成29年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

◆一般送配電事業者等

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般送配電事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、

送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者（改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般送配電事業者等

(1) 総論

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から45件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、10事業者に所要の指導を行った。

(2) 監査の実施状況

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	13	1	1	2	1	1
現地立入監査実施箇所数	13	4	4	4	11	4
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	13
現地立入監査実施箇所数	8	8	3	5	3	67
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は13になる。

(3) 指摘事項の状況

監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査	14
	② 財務諸表に関する監査	3
	③ 部門別収支に関する監査	5
	④ 託送供給等収支に関する監査	20
	⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	3
合計		45

(4) 適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

平成29年度の監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項は以下のとおりである。

<一般送配電事業者の建設仮勘定の会計整理について（良好事例）>

一般送配電事業者の建設仮勘定のうち、先行取得資産（※）は他の資産とは異なり、各社の事業環境や土地整備計画等の外的要因によって工事計画の変更や稼働開始日の延期が生じやすく、竣工後稼働開始までに5年以上の長期間を要する場合がある。

先行取得資産に対して、各社は他の建設仮勘定と同様に「固定資産の減損に関する会計基準」（企業会計審議会）にもとづく減損処理を行い、また物理的減耗を評価損計上を行うことにより、先行取得資産の残高が累積的に増加しないよう会計整理を行っている。

とりわけ東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力株式会社及び中部電力株式会社は、

未稼働の期間が一定期間以上経過している場合や、将来の一定期間以内に使用が見込まれない先行取得資産について、減損の兆候があるものと個別に判定し、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映し、減損損失を計上している。この減損判定ルールは、先行取得資産に対するより望ましい会計整理の方法と考えられる。

先行取得資産は、長期需要計画にもとづき取得する電気事業に必要な資産であり、今後恒常的に発生することが想定されている。その一方で、長期需要計画の大幅な変更や、先行取得資産の稼働開始予定時期が著しく延期するリスクも想定される。

先行取得資産の保有期間が5年超の長期にわたるなど、将来の一定期間以内に使用が見込まれないことが想定される場合には、上記の良好事例にならい、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映することが望ましい。

(※)建設仮勘定のうち、既に完成または竣工した設備等の固定資産で未稼働のものをいう。

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づき調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- （2）その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（準用）

第27条の12 第7条から第11条まで、第13条、第14条、第22条、第23条、第27条第1項、第27条の2及び第27条の3の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第7条第2項及び第4項並びに第8条第2項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第1項中「第6条第2項第4号」とあるのは「第27条の7第2項第4号」と、同条第2項及び第10条第3項中「第5条」とあるのは「第27条の6」と、第9条第1項中「第6条第2項第5号」とあるのは「第27条の7第2項第5号」と、同条第2項中「第6条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「第27条の7第2項第2号若しくは第3号」と、第22条第1項及び第23条第1項第2号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

（勧告）

第66条の12 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

第66条の13 委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、

第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条

(略)

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第107条

(略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第114条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）〔抜粋〕

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

附則第2条

（略）

2 前項の規定により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して1月以内に新電気事業法第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（略）

（監査）

附則第21条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

附則第25条の2 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

附則第25条の3 経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

附則第25条の6 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（略）

附則第25条の7 委員会は、附則第25条の10第1項又は第2項の規定により委任された附則第21条、第25条の2又は第25条の3第1項若しくは第2項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(略)

(権限の委任)

附則第25条の10

(略)

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第21条の規定による権限並びに第25条の2並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(略)

- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(略)

平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用	工事費負担金の算定誤り	地中工事こう長が150mを超える地中供給側接続設備において、①需要家設備に添架工事こう長の20%に相当する値を新規に施設する供給側接続設備の工事こう長とみなすべきところ、みなし計算を失念し、②工事負担金の消費税抜単価に消費税率を乗じるべきところ、消費税込単価に消費税率を乗じて工事費負担金を算定した。そのため、需要家に対して過大に請求した案件が確認された。	託送供給等約款に基づき、適正な工事費負担金の算定を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
2	同上	接続検討に関する不適正な取扱い	太陽光発電事業者の新電力への売電先のスイッチングに際して、ネットワークサービスセンター担当の再エネ特措法施行規則に関する誤判断により、本来取付けの必要がない出力制御システムに付随する計測表示ユニットについて、発電事業者が取付けを条件に託送供給承諾を行った。その後、この発電事業者が同装置を設置したが、設置後に取付け不要ということが発覚したことから、この発電事業者と同装置取付け費用分の損害を与えた。	関係法令に則った適正な業務実施を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
3	同上	託送料金に係る延滞利息の算定誤り	託送料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまでの期日に基づいて延滞利息を算定することが託送供給等約款に定められているが、この延滞日数を10日間で算定すべきところ誤って6日間で算定したため過小に請求を行った案件が1件確認された。	託送供給等約款に基づき、適正な算定を行うべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
4~12	同上	電力量の誤通知及び託送料金の誤算定等	託送供給関連業務の一部において、電力量の誤通知及び託送料金の誤請求等が発生するなど、託送供給等約款に基づき適正に運用されていなかった事実が確認された(9事業者)。	託送供給等約款に基づく適正な処理を実施し、再発防止に努めるべきである。	電気事業法18条第2項、託送供給等約款
13	同上	農事用電力休止中用量に関する特定小売供給約款の不遵守	スマートメーター設置済みの農事用電力に係る需要家が、平成28年3月以前に需給契約を休止し、平成28年4月以降に同契約を復活した際、一部の需要家において休止中に使用量が上昇していることを把握していたにもかかわらず、社内規程に基づく需要家への使用確認や請求を行わず、特定小売供給約款に基づく警告や供給停止も行っていなかった。	特定小売供給約款に基づく警告や供給停止を行うべきであった。今後は特定小売供給約款を遵守し、再発防止に努めるべきである。	特定小売供給約款
14	同上	計量器の誤差試験に関する社内規定の不遵守	計量器の有効期限切れによる電気の使用量の協定を行う際、誤差試験を行い、公差の範囲内(JIS)であればそのまま実績値で協定している。今回、計器の容量が120Aでやるところ30Aと勘違いして計測していた。(計測の際の負荷電流はJIS規格に合わせ、定格電流の20、50、100%をかけて実施することとしており、本来、24A、60A、120Aでやるところを、6A、15A、30Aで実施していた)	事業者が定める社内規程どおり適正に試験を実施するべきである。	電気供給約款別表8(4)社内規程
15、16	財務諸表	先行取得資産(建設仮勘定)の物理的減耗に係る評価損の料金原価算入について	建設仮勘定に計上された長期未稼働の先行取得資産の物理的減耗に係る評価損を料金原価に算入していた(2事業者)。	託送供給等約款料金及び特定小売供給約款料金に係る規則及び審査要領の趣旨に照らし、原価算定期間中に稼働予定のない先行取得資産の物理的減耗に係る評価損は、今後料金原価に算入すべきではない。なお、営業費総額に占める評価損の割合は僅少であるため、現行料金の見直しでは不要である。	託送供給等約款料金算定規則第3条、託送供給等約款料金審査要領第2章第2節5.(1)、特定小売供給約款料金算定規則第2条、特定小売供給約款料金審査要領第2章第2節4
17	同上	原契約の支払条件変更における社内規程違反	契約受注先との原契約の支払条件は、社内規程にて契約納期に検収後(一括)払いとしているところ、主に電力会社側の事情で納期が1年8か月後へ二度先送りとなったため、受注先と支払条件を見直し、分納払いに変更して2度「分納検収」払いとした。社内規程上変更契約書の作成を定めている。社内規程に基づき、変更契約書を作成しなかった規定違反があった。	社内規程を順守すべきである。	社内規程
18	部門別収支	法人税等調整額の配賦誤り	平成28年度の事業者ルールとして、法人税率の変更による繰延税金資産の減少に係る法人税等調整額を特定需要・一般需要外部部門に整理する旨の届出を行った。しかし、当年度は法人税率の変更がなく、省令通り法人税等調整額を各部門に配賦すべきところ、誤って特定需要・一般需要外部部門に整理していた。	平成28年度は法人税率の変更がないことから、省令通り法人税等調整額を各部門(特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門)に配賦すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第13(1)
19	同上	一般管理費、変電費の部門別整理等に使用する「帳簿原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費及び変電費の活動帰属基準及び配賦基準には固定資産の「帳簿原価」を用いるべきところ、事業者は償却帳簿原価(電気事業会計規則上の帳簿原価から工事費負担金を控除した額)を継続的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することについて、事業者届出基準の届け出を失念していた。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項
20	同上	法人税等のうち、事業税(附帯事業にかかる部分)の配賦誤り	平成24年度までは、附帯事業等において法人税法上の繰越欠損金が生じたため、事業税(所得割)が発生していなかった。平成25年度より平成28年度において課税所得の発生に伴う事業税(所得割)を特定需要・一般需要外部部門に整理することを失念していた。	平成25年度から平成28年度の毎期の部門別収支計算書上、法人税等に含まれる事業税(所得割)は、省令上の規定に従って、特定需要・一般需要外部部門に整理する。なお、事業税(所得割)以外の法人税等の構成要素(法人税及び住民税)については、税引前当期純利益の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第13.(1)
21	同上	電気事業財務費用(環境対策費に限る)の事業者設定基準の提出漏れ	送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、依拠する基準がない中で、事業者設定基準の提出を失念し、送配電関連可変費に整理していた。	送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、送配電関連可変費とする旨の事業者届出基準を設定し、事業者届出基準を再提出するべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支算定規則 別表第26.(8)
22	同上	販売費に直課した一般管理費の整理方法の誤り	販売費に直課した一般管理費の一部費用(賃借料、修繕費、減価償却費、固定資産税、委託費)について、非離島供給費用並びに需要家費用及び一般販売費用への直課が可能であるにもかかわらず、直課を行わず整理していた。	直課整理については、規則にて「可能な限り直課すること」と定められていることから、直課が可能な費用については直課をおこなうべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支算定規則 別表第26.(6)
23	託送供給等収支	社内取引収益(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益)等の計算誤り	社内取引収益(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益)の計上額が、実績値ではなく、実契約に基づく契約額全額を計上していた。	使用済燃料再処理等既発電費及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分については、託送料金算定上可変費として位置づけられている(託送料金算定規則第15条)ことから、収益項目(使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分)についても、託送収支計算上可変費扱いにて算定すべきである。また、当該収益項目の修正に伴い、社内取引費用(使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用)の数値、その他費用比で算定する項目、収入比で算定する項目、法人税の金額も併せて修正すべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)④
24	同上	インバランスの供給相当額取引収益及びインバランスの買取相当額取引費用の適用単価誤り	「インバランスの供給相当額取引収益(不足インバランス補給分)」及び「インバランスの買取相当額取引費用」の算定において、自社分の不足・余剰インバランス量に乘じる単価は卸電力取引所が公表するインバランス料金単価に消費税を加えた単価とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、卸電力取引所が公表するインバランス料金単価(税抜)を適用し算定していた。また、平成28年4月から11月におけるインバランス料金単価に修正があったにもかかわらず、インバランス料金単価修正前の単価(税抜)を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①ロ及び(2)①ロ
25	同上	近接性評価割引に係る社内取引収益の算定における適用単価誤り	社内取引収益(近接性評価割引相当額取引収益)の算定において、近接性評価割引対象電力量に乘じる単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税分を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①イ
26	同上	超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」の計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第5表超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」のうち、実績費用の控除収益の計算において、実績費用(控除収益)の内訳である離島電灯料及び電力料について、基準託送供給料相当額を控除せずに計算していた。	実績費用の控除収益の計算において、実績費用(控除収益)の内訳である離島電灯料及び電力料より基準託送供給料相当額を控除し、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第18. 様式第1第5表
27	同上	インバランス精算に伴い計上される収益/費用のイコールフットの不徹底	インバランス精算に伴い計上される収益/費用を算定する際に使用する30分コマごとの余剰/不足インバランス量を算定する際、社外取引分は相殺している一方、社内取引分は相殺していないため、イコールフットが取れた計算結果となっていなかった。(社外取引分は社内取引分に比べて相殺により圧縮された量で計算されていた)	社内取引収益及び社内取引費用の計算において、イコールフットが取れた計算を行うことは、これまでの制度設計や制度変更における大前提で議論されてきた論点であり、託送収支計算規則別表第13.(1)(2)の趣旨に鑑みても、社内取引分・社外取引分いずれも同一の算定方法でインバランス量を算定し、イコールフットが取れた計算結果とすべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)(2)
28	同上	一般管理費の配分に使用する「帳簿原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費の活動帰属基準には固定資産の「帳簿原価」を用いるべきところ、事業者は償却帳簿原価(電気事業会計規則上の帳簿原価から工事費負担金を控除した額)を継続的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することについて、当年度において事業者届出基準の届け出を失念していた。	電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項
29	同上	基準託送供給料金等相当額取引収益の算定における適用単価誤り	基準託送供給料金等相当額取引収益(低圧分)の算定において、実績電力量に乘じる単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税分を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税分を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。	託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.(1)①イ

平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局)

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	託送供給等 収支	乖離率計算書の一部記載 漏れ	託送供給等収支計算書様式第1第9表乖離率計算書の1 乖離率(補正前)の表下部では、想定原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要量を集計している期間を記載することが求められているところ、これに相当する情報が記載されていなかった。	省令にて規定される情報(想定原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要量を集計している期間)を記載すべきである。	託送収支計算規則別表第12. 様式第1 第9表1
31	同上	乖離率計算書の気温補正 計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第9表乖離率計算書にて気温補正を行う際に、平成28年度制度変更後から新たに託送需要として認識されたいわゆる「新需要」(建設用・事業用電力、停止中所内電力、揚水ロス分)を気温補正の対象とすべきところ、計算上これを加味していなかったため、実態に即していない計算結果となっている。	気温補正の対象とすべき需要を加味したうえで、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第12. 様式第1 第9表2
32	同上	インバランスに係る社内取 引収益・費用の計算誤り	インバランスに係る社内取引収益・費用は、電気関係報告規則第2条に基づき事業者が当委員会に毎月報告している自社需要BGのインバランス実績のデータ(様式第11第4表)を基に算定しているが、当該報告値を誤っていたことによる計算誤りが確認された。	正しいインバランス実績のデータに基づき、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13.
33	同上	消耗品費用(社内取引費 用)の一部計上漏れ	消耗品費用を算定する際の諸元となるネットワーク事業用電力量のうち、低圧の定額制供給及び従量制供給に係る電力量の集計が漏れていたことにより、消耗品費用が過少計上となっていた。	集計漏れとなった電力量を加味したうえで、消耗品費用計上額の適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13. (2)⑥
34	同上	インバランス収支計算書等 の「営業収益」の記載誤り	託送供給等収支計算書様式第11表インバランス収支計算書等の営業収益の記載において、託送収益の外数である社内取引収益を託送収益の内数として記載していた。	営業収益の記載において、社内取引収益を託送収益の外数として記載すべきである。	託送収支計算規則別表第14. 様式第11表
35	同上	固定資産明細書の業務設 備「土地」欄の計上額誤り	土地は償却性資産項目ではないにも関わらず、託送供給等収支計算書様式第1第4表固定資産明細書の業務設備「土地」欄に、「減価償却累計額」及び「減価償却累計額増減額」が誤って計上されていた。また、これにより、業務設備「土地」欄の期首帳簿価額残高及び期末帳簿価額残高が正しく計上されていなかった。	業務設備「土地」欄に計上されている金額を、適正な計上額に修正すべきである。	託送収支計算規則別表第17. 様式第1第4表
36	同上	超過利潤計算書の「うち想 定原価と実績費用の乖離 額」の計算誤り	託送供給等収支計算書様式第1第5表超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」のうち、実績費用の控除収益の算定において、燃料費調整額及びインバランス供給に係る収益(他社分)を補正せずに計算していた。	実績費用の控除収益の計算において、燃料費調整額及びインバランス供給に係る収益(他社分)を補正し、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第18. 様式第1第5表
37~42	同上	合理的でない近接性評価 割引額(自社分)の算定	自社分の近接性評価割引額について、託送供給等約款を基に算定すべきところ、近接性評価割引電力量に卸電力取引所への卸電力量、常時バックアップに係る電力量、相対取引(卸)分の電力量及び余剰インバランス量分が含まれており、合理的な算定となっていなかった(6事業者)。	託送供給等約款の合理的な解釈の範囲内で、適正な計算を行うべきである。	託送収支計算規則別表第13. (1)①イ
43~45	託送供給等に 伴う禁止行為	工事費負担金の精算手続 遅れ	工事完了後の工事費負担金精算について、託送供給等約款上「工事完成後すみやかに精算するもの」とされているところ、精算処理に相当程度の期間を要していたものがあった(3事業者)。	託送供給約款や社内規程等に基づき適正な処理を実施すべきである。	電気事業法18条第2項、 託送供給等約款

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、本省・局名及び事業者名を追記して報告する。